

定款

NPO 法人

あつたかいいねっと

2019年3月6日変更登記

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人はNPO法人 あったかいいねっと という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県浜田市熱田町1129番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、さまざまな喪失体験により生じたグリーフや生きづらさを抱えている人、障害者（児）・高齢者及びそれらの家族の人権を守り、差別する事なく、生活・健康・教育・福祉・介護・保健・医療・就労・文化・芸術面での相談、支援及び人材育成を通して安心して楽しく暮らせる地域共生社会づくりに寄与し、その成果を普及することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる次の活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
6. 子どもの健全育成を図る活動
7. 職業能力の開発又は雇用機会の充実を支援する活動
8. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動
9. 前各号で掲げる活動に準ずる活動として、都道府県または指定都市の条例で定める活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (3) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (4) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (6) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス、障害児相談支援事業

- (7) 児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業
- (8) 児童福祉法に規定する一時預かり事業
- (9) 児童の福祉の増進について相談に応じる事業（利用者支援事業）
- (10) 安心して過ごせる場所づくり事業
 - ・生きづらさを抱えた人のためのサロン、カフェ、おひとり様食堂（子ども食堂含む）など
- (11) 自然(命の循環)を感じる活動に関する事業
 - ・農作物の生産体験、小動物とのふれあい体験、海での体験など
- (12) 育ちあう、広げる活動に関する事業
 - ・講演会、ワークショップ、交流会、ボランティア活動、人材育成、SST（ソーシャルスキルトレーニング）など
- (13) 笑顔のあるその人らしい暮らしを支える事業
 - ・傾聴、相談、カウンセリング、生活援助、楽しみを増やす支援など
- (14) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員としての入会を希望するものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、正会員、賛助会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の義務)

第9条 この法人の会員は、本定款を遵守し、思想、宗教等にかかわらず相

互の尊重につとめなければならない。また、活動上知り得た個人の秘密をみだりに漏らしてはならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、理事会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

き。

(抛出金品の不返還)

第13条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役 員

(種 別)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれる

ことになってはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款を定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し議決の前に弁明機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) 会員の除名

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって

開催の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し

なければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算並びにその変更

(2) 総会に付議するべき事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(理事会の定足数等)

第36条 理事会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第42条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成

- し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条3項に規定する以下の事項を変更する場合所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び該当特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続の開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに、残存する財産は法11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決により選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する方法により行う。
2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の規定する方法により行うものとする。

第9章 雑 則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	植田 由香理
副理事長	小川 尚美
理事	野尻 かおり
監事	室田 一男
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めによるものとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2018年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 正会員入会金 | 5000円 |
| 正会員会費 | 5000円(1年間分) |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 3000円(1年間分) |

7 この定款の変更は、所轄庁の認証の日(平成30年8月13日)から施行する。

8 この定款の変更は、総会の議決の日(平成30年8月30日)から施行する。

9 この定款の変更は、総会の議決の日(平成31年1月20日)から施行する。

10 この定款の変更は、所轄庁の認証の日(平成31年2月26日)から施行する。